


アメリカン・ドリーム・ファンド

追加型株式投資信託 / 国際株式型(北米型) / 自動けいぞく投資可能

設定・運用は

 新生インベストメント・マネジメント

*本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

投資信託説明書
[交付目論見書]
2008.03

アメリカン・ドリーム・ファンド
追加型株式投資信託 / 国際株式型（北米型） / 自動けいぞく投資可能

設定・運用は
新生インベストメント・マネジメント株式会社

本書は金融商品取引法第 13 条の規定に基づき、投資家に交付される目論見書です。

1.この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「アメリカン・ドリーム・ファンド」の募集については、委託会社は、証券取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成19年5月16日に関東財務局長に提出し、また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成19年5月25日に関東財務局長に提出しており、平成19年6月1日にその効力が発生しております。また、金融商品取引法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成19年10月4日、平成20年2月12日および平成20年3月27日に関東財務局長に提出しております。

2.金融商品取引法第13条第2項第2号に定める内容を記載した投資信託説明書(請求目論見書)は、投資家からの請求があった場合に交付されます。当該請求を行った場合には、投資家自らが当該請求を行った旨を記録しておくようにしてください。なお、当投資信託説明書(交付目論見書)は、投資信託説明書(請求目論見書)を添付しております。

当ファンドは、主にマザーファンドへの投資を通じて、米国の株式などの値動きのある証券に投資するため、組入証券の価格変動や、為替の変動などに伴い基準価額が変動し、投資元本を割り込むことがありますし、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資をする場合は、為替の変動により、損失を被ることがあります。

当ファンドは、換金に制限(クローズド期間)を設けており

原則として、平成20年6月11日までは、解約の請求を受付けておりません。

- 投資信託は預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 銀行など登録金融機関で投資信託を購入された場合、投資者保護基金の支払対象ではありません。
- 投資信託は金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。

下記の事項は、この投資信託(以下「当ファンド」といいます。)をお申込されるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。お申込の際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容をよくお読みください。

記

◎当ファンドに係るリスクについて

当ファンドは、実質的に株式を主な投資対象としますので、組入株式の価額の下落や、組入株式の発行者の財務状況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資をする場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、当ファンドは、換金に制限(クローズド期間)を設けており、その制限を受けます。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「株式投資リスク(価格変動リスク・信用リスク・流動性リスク)」「小型株式への投資リスク」および「為替リスク」などがあります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドのリスク」をご確認下さい。

◎当ファンドに係る手数料等について

● 申込手数料

お申込日の翌営業日の基準価額に 3.675% (税抜 3.5%) 以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは販売会社もしくはお申込み手数料を記載した書面にて確認下さい。

● 換金(解約)手数料

当ファンドには換金(解約)手数料はありません。

● 信託財産留保額

1口につき基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額とします。

● 信託報酬

ファンドの純資産総額に年 2.4675% (税抜 2.35%) の率を乗じて得た額とします。

● その他の費用(*)

- ・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・外貨建資産の保管等の費用
- ・監査報酬 等

「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

当該手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「手数料等及び税金」をご確認下さい。

交付目論見書 目次

目論見書の概要	①
第一部 【証券情報】	1頁
(1) 【ファンドの名称】	(7) 【申込期間】
(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】	(8) 【申込取扱場所】
(3) 【発行（売出）価額の総額】	(9) 【払込期日】
(4) 【発行（売出）価格】	(10) 【払込取扱場所】
(5) 【申込手数料】	(11) 【振替機関に関する事項】
(6) 【申込単位】	(12) 【その他】
第二部 【ファンド情報】	4頁
第1 【ファンドの状況】	4頁
1 【ファンドの性格】	4頁
(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】	
(2) 【ファンドの仕組み】	
2 【投資方針】	10頁
(1) 【投資方針】	(4) 【分配方針】
(2) 【投資対象】	(5) 【投資制限】
(3) 【運用体制】	
3 【投資リスク】	21頁
(1) 【ファンドのリスクと留意点】	(2) 【投資リスクに対する管理体制】
4 【手数料等及び税金】	27頁
(1) 【申込手数料】	(4) 【その他の手数料等】
(2) 【換金（解約）手数料】	(5) 【課税上の取扱い】
(3) 【信託報酬等】	
5 【運用状況】	31頁
6 【手続等の概要】	35頁
(1) 【申込（販売）手続等】	(2) 【換金（解約）手続等】
7 【管理及び運営の概要】	39頁
(1) 【資産管理等の概要】	(2) 【受益者の権利等】
第2 【財務ハイライト情報】	43頁
第3 【内国投資信託受益証券事務の概要】	46頁
第4 【ファンドの詳細情報の項目】	47頁
信託約款	48頁
信託用語集	74頁

ファンドの概要

アメリカン・ドリーム・ファンド

※お申込みの際には、掲載の投資信託説明書(交付目論見書)記載内容を良くお読みいただき、当ファンドの内容・手数料等・リスクを十分にご理解いただいた上で、お申込みください。

ファンドの目的及び基本的性格について

商品分類	追加型株式投資信託 / 国際株式型(北米型) / 自動けいぞく投資可能
ファンドの目的	この投資信託は、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。
主な投資対象	米国小型成長株マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。
主な投資制限	<p>①株式(米国預託証券[#]を含みます。)への実質投資割合に制限を設けません。</p> <p>②外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。</p> <p>③同一銘柄の株式(米国預託証券[#]を含みます。)への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。</p> <p>④投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>⑤新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>⑦同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>[#]「米国預託証券(ADR)」とは、米国以外の企業の株式を実質的に所有しているのと同様の経済効果を持つ証券です。</p>
信託期間	原則として、無期限とします。 ただし、投資信託約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。
決算日	原則として、毎年6月12日(休業日の場合は翌営業日)とします。 なお、該当日が休業日の場合は翌営業日です。
収益分配	<p>経費控除後の配当等収益(繰越分およびみなし配当等収益を含む)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除)等の範囲で、委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。</p> <p>「一般コース」 原則として、決算日から起算して5営業日目までに収益分配金のお支払いを開始いたします。</p> <p>「自動けいぞく投資コース」 原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。</p>

取得申し込み手続きについて	
申込方法	<p>販売会社の営業日は、原則として、いつでもお申込みが可能です。</p> <p>収益分配金の受取方法によって</p> <p>「一般コース」</p> <p>「自動けいぞく投資コース」</p> <p>の2通りがあります。</p> <p>なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。</p>
受付時間	<p>原則として、午後3時(わが国の金融商品取引所※が半休日となる場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日のお取扱いとなります。</p> <p>※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。</p>
受付不可日	<p>販売会社の営業日であっても、取得お申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得のお申込みの受付を行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ニューヨーク証券取引所の休業日 ● ニューヨークの銀行休業日
受付場所	販売会社につきましては、委託会社にお問い合わせください。
申込価額	<p>取得申込受付日の翌営業日の基準価額※とします。</p> <p>※基準価額につきましては、販売会社ないしは委託会社にお問い合わせください。</p>
申込単位	お申込単位につきましては、販売会社ないしは委託会社にお問い合わせください。
取得申込の受付の中止・既に受付けた取得申込の受付の取消	<p>金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受付けた取得申込の受付を取り消す場合があります。</p>

*当ファンドについては、販売会社または下記の連絡先までお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社 (委託会社)

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問合せ時間(営業日) 9:00~17:00 (半休日となる場合9:00~12:00)

換金(解約)手続きについて

換金制限 (クローズド 期間)	<p>原則として、平成20年6月12日以降、換金のお申込みを行うことができます。ただし、受益者は、下記の事由による場合には、平成20年6月11日以前においても換金の請求を行うことができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.受益者が死亡したとき 2.受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき 3.受益者が破産宣告を受けたとき 4.受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき 5.その他1～4に準ずる事由があるものとして販売会社が認めるとき <p>なお、受益者(受益者死亡の場合はその相続人)が上記1～5の事由により換金を請求する場合、当該事由を証する所定の書類その他必要と認める書類をご提示いただくことがあります。この場合、換金を請求し、販売会社が受付けた日が換金請求受付日となります。ただし、ニューヨークの銀行休業日あるいはニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合には、換金の請求を行えないものとします。なお、当該請求にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当該日の受け付けとします。</p>
受付時間	<p>原則として、午後3時(わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日のお取扱いとなります。</p>
受付不可日	<p>販売会社の営業日であっても、換金請求受付日が下記のいずれかに該当する場合は、換金の請求の受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ニューヨーク証券取引所の休業日 ● ニューヨークの銀行休業日
支払い開始日	<p>原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いいたします。</p>
解約価額	<p>解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額)を控除した価額とします。</p> <p>※ 解約価額＝基準価額－信託財産留保額＝基準価額－(基準価額×0.3%)</p>
換金単位	<p>販売会社が定める単位をもって換金できます。</p> <p>※ 販売会社によっては、換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。</p>
お手取額	<p>1口当たりのお手取額は、解約価額から所得税および地方税(当該解約価額が受益者毎の個別元本を超過した額に対し10%)を差し引いた金額となります。</p> <p>※ 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。</p>

換金(解約)手続きについて

換金申込の
受付の中止・
既に受付けた
換金申込の
受付の取消

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が解約の請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約の請求を受付けることができる日とします。)に解約の請求を受付けたものとして取り扱います。

当ファンドにおいてご負担いただきます手数料等

申込手数料 お申込み手数料につきましては、3.675% (税抜 3.50%) を上限として販売会社が定めるものとします。
 ※詳しくは、販売会社ないしは委託会社にお問い合わせください。

信託報酬等 信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年 2.4675% (税抜 2.35%) の率を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて日々、費用計上されます。
 ※ 信託報酬の配分は、以下の通りとします。(括弧内は税抜です。)

信託報酬(年率)			
合計	販売会社	委託会社	受託会社
2.4675%	0.735%	1.6485%	0.084%
(2.35%)	(0.70%)	(1.57%)	(0.08%)

その他の手数料等

- ①ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ②ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。
- ③ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて日々、費用計上され、信託報酬の支弁される日に信託財産から支払われます。
- ④ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

※その他の手数料等につきましては、監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に全額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。
 ※手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に依りて異なりますので、表示することができません。

換金(解約)手数料

- ①換金(解約)手数料
換金(解約)手数料はありません。
- ②信託財産留保額
解約請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額とします。
 ※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)第二部【ファンド情報】第1【ファンドの状況】4【手数料等及び税金】(27 頁)を必ずご参照ください。

<参考> 「米国小型成長株マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、当該マザーファンドを投資対象とする証券投資信託の委託会社が受ける報酬から支払われます。

主なリスクと留意点

主なリスクと留意点

当ファンドは、実質的に同一の運用の基本方針を有するマザーファンド受益証券を主要投資対象として運用を行うため、マザーファンドのリスクと同等のものを伴います。以下のリスクおよび留意点に関する説明は当ファンドおよびマザーファンドに影響を及ぼすものです。マザーファンドは、主に米国の株式(ADR等を含みます。)等を投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の財務状況の悪化や倒産等および為替の変動などに伴い基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがありますし、損失を被ることがあります。したがって、元本は保証されておられません。

①株式投資リスク(価格変動リスク・信用リスク)

主に米国の株式(ADR等を含みます。)等を主要な投資対象としますので、当ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等の様々なリスクが伴うこととなります。一般には株式の価格は、国内外の政治・経済情勢や、発行会社の業績・財務状況の変化による影響を受けます。(発行会社の財務状況の悪化、倒産等により価格がゼロになることもあります。)また株式の価格は、株式市場における需給や流動性の影響を受けます。マザーファンドは、株価の上昇を捉えることを目標とした、積極的な運用を行うため、株式の組入比率は高位に保ちます。そのため、当ファンドおよびマザーファンドの信託財産の価値は、株式の価格変動の結果、大幅に変動または下落する可能性があります。

②銘柄選定方法に関するリスク

銘柄選定方法はボトムアップ・アプローチにより行いますので、ポートフォリオ構成銘柄は、株式市場全体の動きと異なり、大きく上下する可能性があります。これにより、投資元本を割り込むことも考えられます。

③小型株式のリスク

小型株式は大型株式への投資に比べて大きなリスクを伴います。小型株式は大型株式に比べてより不安定であり、各国の景気および経済状況等の悪化からより大きな影響を受けます。したがって、マザーファンドが投資する企業は、経営状況の悪化、または経営危機的な状況等に陥る可能性が大型株式に比べて高いため、このことがより大きなリスク要因となります。これらのリスク要因により、小型株式の価格は大型株式よりも不安定であり、より大幅に変動する可能性があります。また投資する市場の環境の悪化により、流動性はより低くなる可能性があります。これらのリスクは、比較的小規模で実績のない発行体の証券に投資する場合には強くなります。

④投資銘柄集中リスク

マザーファンドは少数の銘柄に集中して投資する場合があります。この

主なリスクと留意点

主なリスクと留意点

ため、株式市場全体の動きと異なり、信託財産の価値が大きく上下することがあります。それにより、当ファンドおよびマザーファンドの投資元本を割り込むこともあります。

⑤ 為替変動リスク

当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて外貨建ての有価証券に投資しますので為替変動リスクを伴います。原則として対円での為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を直接的に受け、円高局面では当ファンドおよびマザーファンドの資産価値が大きく減少する可能性があります。

⑥ 流動性リスク

受益者から短期間に相当金額の解約申込みがあった場合、マザーファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当てをしますが、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い当ファンドおよびマザーファンドの基準価額が大きく下落することがあります。

⑦ 短期金融資産運用にかかるリスク

当ファンドおよびマザーファンドは、コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金等の短期金融資産で運用する場合がありますが、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

⑧ 先物取引に伴うリスク

当ファンドは、運用において先物取引等を利用することがあります。先物取引等においては、ブローカーの破産等が生じた場合に、取引の中断、債務不履行、一括清算、証拠金の返還の遅延もしくは不能等が起きる可能性があり、これにより当ファンドが悪影響を被ることがあります。

⑨ カントリーリスク

一般に、株式への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等様々な要因による影響を受けますが、これらの要因は時として予想を超える大きさの変動を市場にもたらすことがあります。その結果、特定の国の株式への投資により予想に反して損失を被り、当ファンドの資産価値に大きな影響を与える可能性もあります。

⑩ デリバティブ取引のリスク

当ファンドは株式関連のデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによる様々なリスクが伴います。

主なリスクと留意点

主なリスクと留意点

⑪ クローズド期間(原則、平成20年6月11日まで)は換金請求に制限があります。

原則として、平成20年6月11日までは、換金のお申込みの受付を行いません。ただし、受益者は、下記の事由による場合には、平成20年6月11日以前においても換金の請求を行うことができます。

1. 受益者が死亡したとき
2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
3. 受益者が破産宣告を受けたとき
4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
5. その他1～4に準ずる事由があるものとして販売会社が認めるとき

⑫ 投資方針の変更について

経済情勢や投資環境等の変化、および投資効率等の観点などから、投資対象および投資手法の変更を行う場合があります。

⑬ 繰上げ償還等について

当ファンドは、信託財産の受益権の口数が20億口を下回ることとなった場合、委託会社が受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合には、信託期間の途中であっても繰上げ償還することがあります。

⑭ 申込の受付の停止等について

信託財産限度額に達した場合、あるいは、投資環境の変化等により、委託会社が当ファンドの申込期間を更新しないことや申込みの受付を停止することがあります。この場合は新たに当ファンドを購入することはできなくなります。

⑮ 申込の受付不可日について

販売会社の営業日であっても、申込みの受付日がニューヨーク証券取引所の休業日、あるいはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、原則として受益権の取得および解約申込みの受け付けは行いません。

⑯ 一部解約に関わる留意点

一部解約には解約時の基準価額に対して0.3%の信託財産留保額がかかります。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口のご換金は制限することがあります。

※詳しくは交付目論見書 第二部【ファンド情報】 第1【ファンドの状況】 3【投資リスク】(21頁)を必ずご参照ください。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

アメリカン・ドリーム・ファンド（以下「ファンド」、「当ファンド」または「ベビーファンド」という場合があります。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型株式投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

なお、当初元本は1口当り1円です。

格付けは取得していません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である新生インベストメント・マネジメント株式会社(以下、「委託者」、「委託会社」または「当社」という場合があります。))は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

900億円を上限とします。

(4) 【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額^{※1}とします。

午後3時(わが国の金融商品取引所^{※2}の半休日の場合は午前11時)までに、取得申込みが行われかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

※1 「基準価額」とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、当ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

※2 「金融商品取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。(以下同じ。)

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の下記照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問い合わせ時間(営業日)9:00～17:00 (半休日となる場合は9:00～12:00)また、原則として、基準価額計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に略称「アメリ」
として当ファンドの基準価額が掲載されます。

(5)【申込手数料】

① 取得申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中は1口当り1円)に3.675%(税抜3.5%)を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社または委託会社の(4)の照会先にお問い合わせください。

② 「自動けいぞく投資コース」でお申込みの場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、お申込手数料はかかりません。

(6)【申込単位】

申込単位につきましては、販売会社または委託会社の(4)の照会先にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

継続申込期間:平成19年6月29日から平成20年9月12日まで

平成20年9月13日以降の継続申込期間については、あらたに有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については委託会社の(4)の照会先までお問い合わせ下さい。

(9)【払込期日】

取得申込者は、お申込金額を販売会社が指定する期日までにお支払いいただきます。お申込金額には利息は付利されません。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座(受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座)に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

お申込金額は、お申込みの販売会社にお支払いください。

払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問い合わせ時間(営業日)9:00～17:00 (半休日となる場合は9:00～12:00)

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

① 申込みの方法

受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。

お申込みの際には、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースをお申し出ください。

なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合や、買付単位が異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

② 申込不可日

継続申込期間中は、販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得のお申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

●ニューヨーク証券取引所休業日

●ニューヨークの銀行休業日

③ 取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込の受付の取り消し

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消す場合があります。

④ 日本以外の地域における発行は行いません。

⑤ 振替受益権について

- ・ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前頁「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。
- ・ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前頁「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度とは

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還などがコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

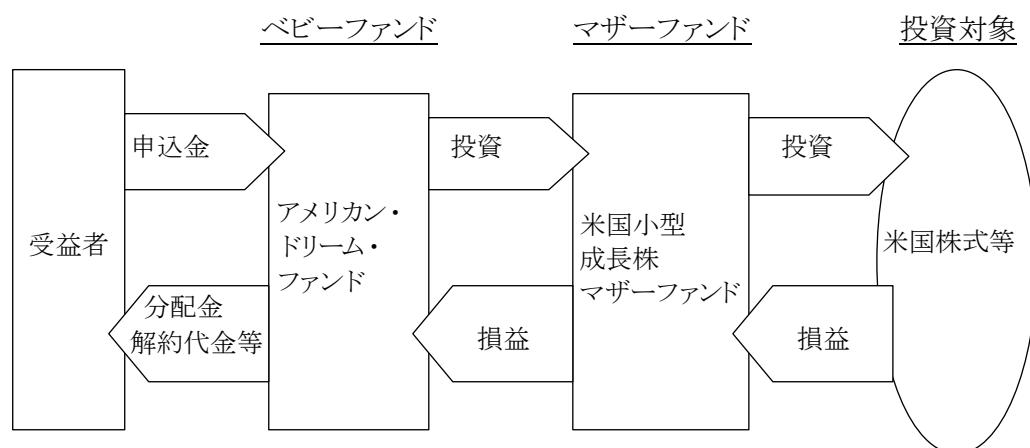
1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ◎ファンドは、追加型株式投資信託で、「国際株式型（北米型）」※¹に属しています。
- ◎ファンドは、主として米国小型成長株マザーファンド受益証券への投資を通じて米国の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。
- ◎ファンドは、「米国小型成長株マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」という場合があります。）とするファミリーファンド方式※²で運用します。

※1「国際株式型（北米型）」とは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において「約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として北米の株式に投資するもの」として分類されるファンドです。

※2「ファミリーファンド方式」とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行うしくみをいいます。



- ※ ファンドは、マザーファンドの他に、株式等に直接投資する場合があります。
- ※ マザーファンドの運用の方針等については、「第二部ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 <参考情報>マザーファンドの概要」をご参照ください。
- ※ 「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。

◎ファンドの特色

1

主として米国の小型成長株式に投資します。

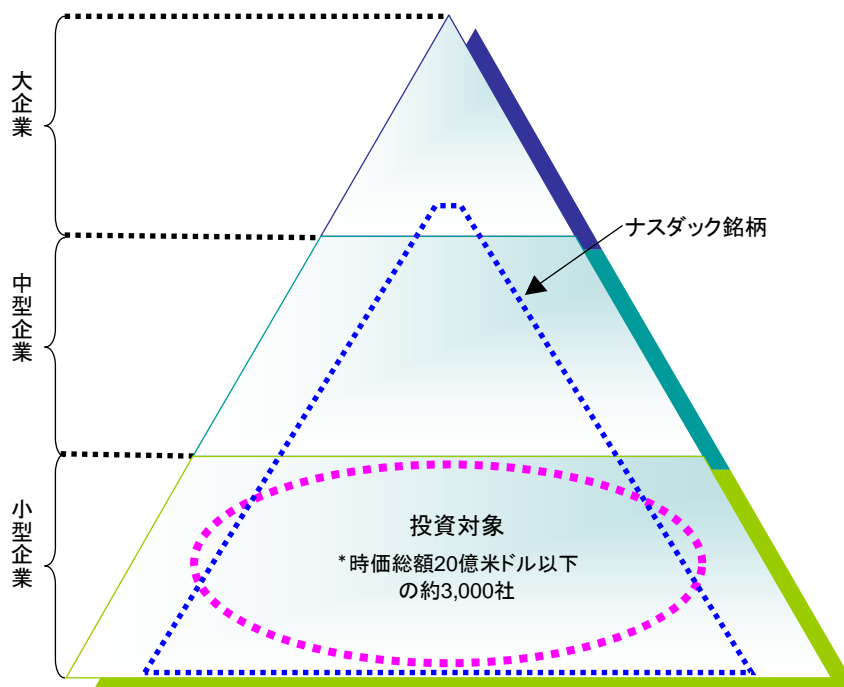
- ・主として米国小型成長株マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に米国の小型成長株式に投資します。
- ・米国の株式への投資は、当初設定時に買付けを行う銘柄を除き、原則として、取得時において時価総額が20億米ドル以下の株式とします。

(注) 主として米国の株式に投資しますが、米国以外の企業が発行する米国の金融商品取引所に上場、または金融商品取引所に準ずる市場で取引されている株式(米国預託証券(ADR*))を含みます。以下「ADR 等」といいます。)に投資する場合があります。

(ADR 等も当初設定時に買付けを行う銘柄を除き、原則として、取得時において時価総額が20億米ドル以下のものとします。)

- * 「米国預託証券(ADR)」とは American Depositary Receipt の頭文字をとったもので、米国以外の企業の株式を実質的に所有しているのと同様の経済効果を持つ証券です。

<マザーファンドの主な投資対象>



- * 1: 当初設定時に買付けを行う銘柄には時価総額が20億米ドル超のものが含まれます。
- * 2: 時価総額が20億米ドル以下のものから投資する銘柄を選定しますが、選定期間中に株価が上昇した場合等、実際に投資を行う際の時価総額が20億米ドルを超える場合があります。
- * 3: 取得後、株価の上昇等によって、保有する銘柄の時価総額が20億米ドルを超えることがあります。
- * 4: 本目論見書作成時点での米国企業の投資対象は約3,000社ですが、各企業の時価総額の変動や新規上場等によって対象社数は変動します。また米国企業以外が発行するADR等も投資対象となります。

2

高い収益の獲得をめざします。

- ・高成長が見込める 20～30 銘柄程度に絞り込んで投資します。
- ・高い成長が見込める銘柄を市場に先駆け発掘し投資します。
- ・買付けた銘柄は基本的には短期での売却を行わず、長期に投資することで大きなキャピタルゲイン(売買益)の獲得をめざします(原則 1 年以上の保有を前提とした投資)。

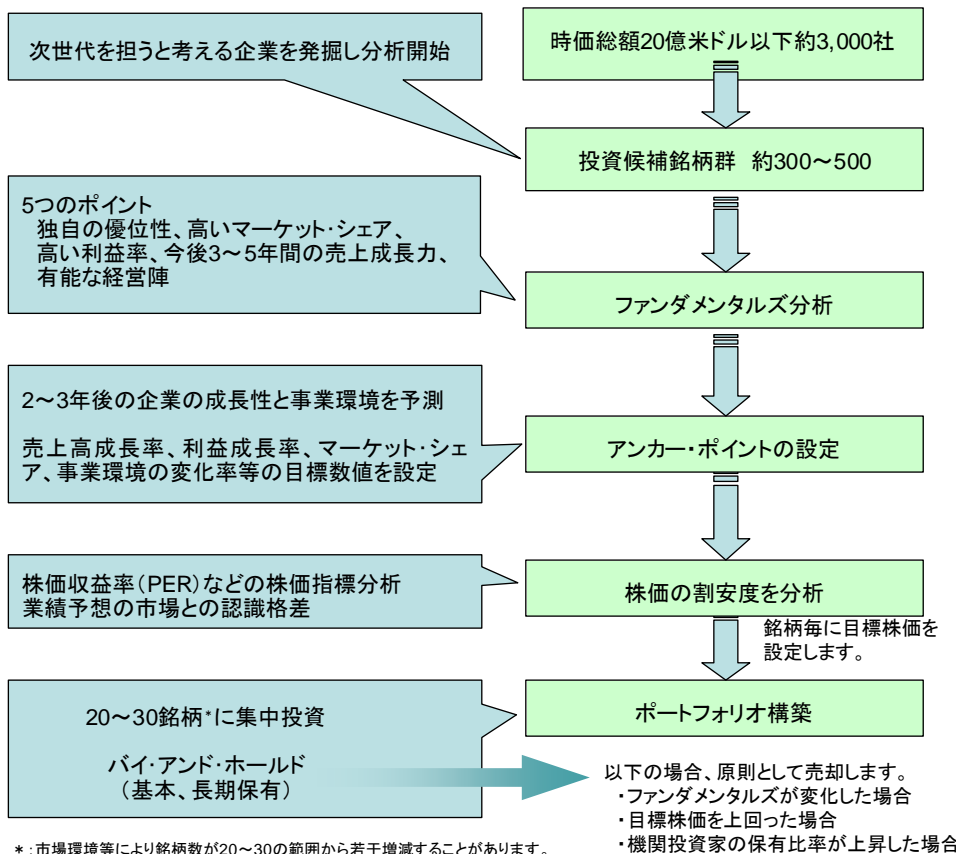
3

ボトムアップ・アプローチに基づいて銘柄を選定します。

投資対象企業の多くに直接訪問するなど、徹底したファンダメンタルズ分析に基づいて、投資対象企業を調査・分析します(ボトムアップ・アプローチ*)。

* 個別企業の調査・分析をベースに投資銘柄を選定していく運用手法

< 銘柄選定プロセスの概要 >



(注)当初設定時に買付けを行う銘柄の中には、当ファンド設定以前に上記のプロセスを経てRSインベストメンツ社が選定した銘柄が含まれます。このため、当初設定時に買付けを行う銘柄の中には、取得時の時価総額が20億米ドルを超える銘柄が含まれます。また銘柄選定期間中に株価が上昇した場合など、実際に投資を行う際の時価総額が20億米ドルを超える場合もあります。なお上記の投資対象銘柄数は本目論見書作成時点での米国企業の社数であり、米国以外の企業が発行するADR等も投資対象となります。

4

- RS インベストメンツ社*に米国株式(ADR 等を含みます。)の運用を委託します。
- ・ 米国株式(ADR 等を含みます。)等の運用の指図に関する権限をRS インベストメンツ社に委託します(マザーファンド)。
 - ・ RS インベストメンツ社は、全米の新興企業や先端技術企業の多くが集約するシリコンバレーを臨むサンフランシスコを拠点に、米国を中心とする中小型株式への投資に特化した運用会社です。
 - ・ 徹底したファンダメンタルズ分析に基づくボトムアップ・リサーチによる銘柄選択を行います。
 - ・ 小型成長株式投資において歴史と実績があり、小型成長企業間において高いブランド力と強固なネットワークがあります。

* <RS インベストメンツ社の概要>

正式社名はアールエス・インベストメント・マネジメント・シーオー・エルエルシー。1986 年設立。米国を中心とする成長産業・中小型企業株式の運用の専門会社で、運用資産額は約 1.8 兆円(2008 年1月末現在、米ドルベースの約 167 億ドルを三菱東京 UFJ 銀行の対顧客電信相場仲値で換算)。

本拠地はシリコンバレーを臨むサンフランシスコにあり、徹底したファンダメンタルズ分析に基づくボトムアップ・アプローチが特色。

5

当初約 1 年間は解約できません。

平成 20 年6月 12 日(第1期決算日)以降、解約できますが、平成 20 年6月 11 日までは特別な場合を除いて解約できません。

(ニューヨーク証券取引所の休業日あるいはニューヨークの銀行休業日に該当する日は解約できませんので、ご注意ください。)

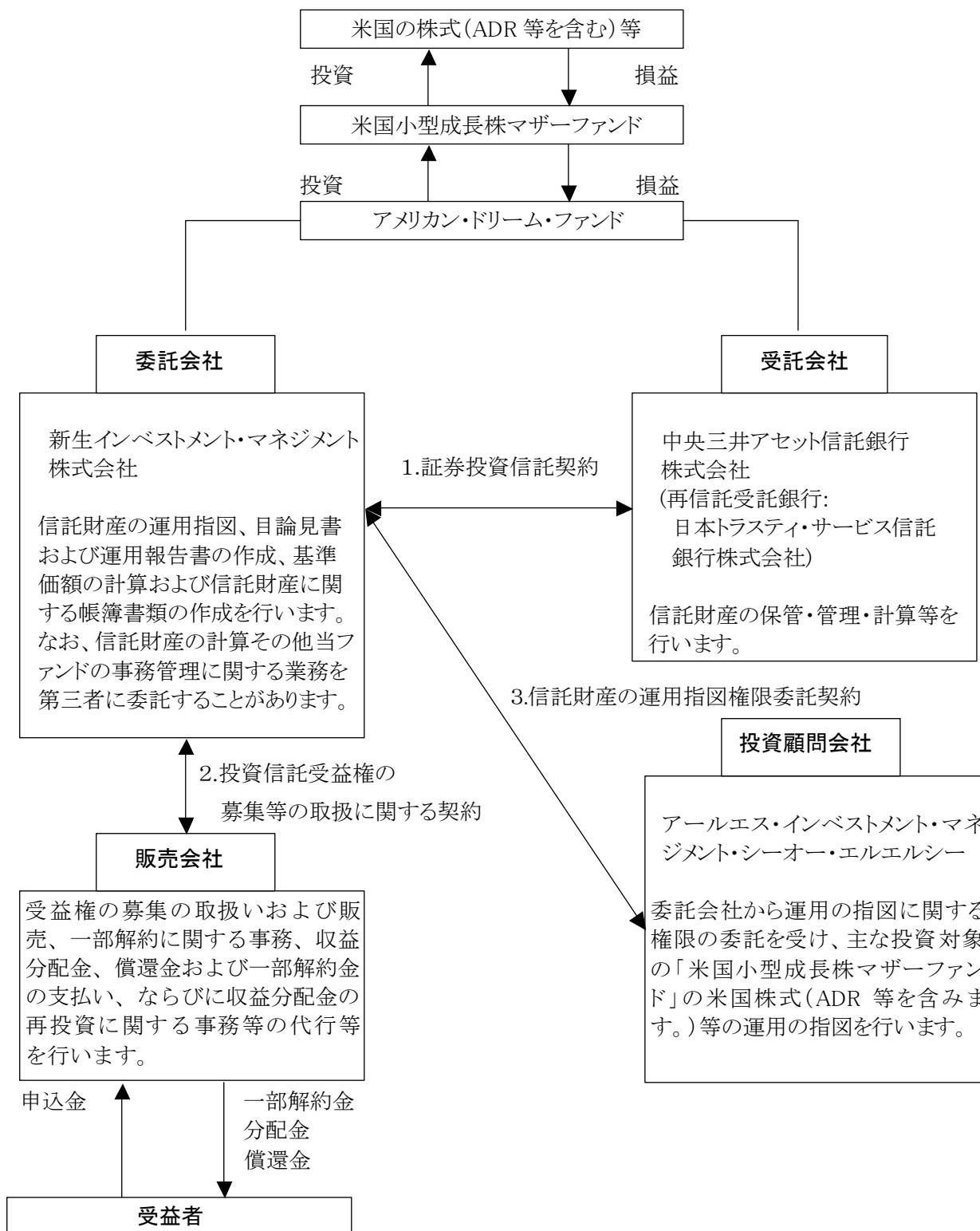
6

信託金の上限は 300 億円です。

マーケットの環境等の理由で上限金額に達する前にお申込みの受付けを停止することがあります。

(2) 【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み



b. 契約等の概要

1. 証券投資信託契約

「証券投資信託契約」は、委託会社(新生インベストメント・マネジメント株式会社)と受託会社(中央三井アセット信託銀行株式会社)との間で結ばれ、投資運用方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。

2. 投資信託受益権の募集等の取扱いに関する契約

「投資信託受益権の募集等の取扱いに関する契約」は、委託会社(新生インベストメント・マネジメント株式会社)と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、投資信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引き受けることを定めた契約です。

3. 信託財産の運用指図権限委託契約(参考情報)

「信託財産の運用指図権限委託契約」は委託会社(新生インベストメント・マネジメント株式会社)と投資顧問会社(アールエス・インベストメント・マネジメント・シーオー・エルエルシー)との間で結ばれ、委託会社が投資顧問会社へ運用指図権限の一部を委託するにあたり委託する業務の内容、業務を遂行する際の両者間の取り決めが定められています。

c. 委託会社の概況

・資本金

4億9,500万円(平成20年1月末日現在)

・沿革

平成13年12月17日 : 新生インベストメント・マネジメント株式会社として設立。

平成14年2月13日 : 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業の登録。

平成15年3月12日 : 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく投資信託委託業および「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可。

平成19年9月30日 : 証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の投資運用業、投資助言・代理業のみなし登録。

・大株主の状況

(平成20年1月末日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数(株)	所有比率(%)
株式会社新生銀行	東京都千代田区内幸町 二丁目1番8号	9,900	100

2【投資方針】

(1) 【投資方針】

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米国小型成長株マザーファンド(以下「マザーファンド」という場合があります。)受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① 主として米国小型成長株マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に米国の株式に投資し、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。なお米国以外の企業が発行する米国の金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)に上場、または金融商品取引所に準ずる市場で取引されている株式(米国預託証券(ADR)を含みます。以下「ADR 等」といいます。)に投資する場合があります。
- ② 米国の株式(ADR等を含みます。)は当初設定時に買付けを行う銘柄を除き、原則として、取得時において時価総額が20億米ドル以下のものとします。
- ③ 米国株式(ADR等を含みます。)への実質投資比率は高位を維持することを基本とします。
- ④ 実質組入外貨建て資産について、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 信託財産の属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらと類似の取引を行うことができます。
- ⑥ ただし、資金動向や市場動向等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

主として「米国小型成長株マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。

① 投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条および第23条に定めるものに限ります。)

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形(上記イに掲げるものに該当するものを除きます。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である米国小型成長株マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。(なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)

6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの

13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの

14. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

15. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

16. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

17. 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書、第12号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものおよび第13号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券、第12号の証券または証書のうち第5号の証券の性質を有するものおよび第13号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲(約款第 16 条第2項)

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ④ その他の投資対象(約款第 22 条および約款第 23 条)

1. 先物取引等
2. スワップ取引

(3) 【運用体制】

① 新生インベストメント・マネジメント株式会社

ファンド運用に関する主な会議および組織は以下の通りです。

会 議	役 割・機 能
投資政策委員会	運用に関わる基本事項を審議し、運用が適切かつ適正に行われる体制を整えることを目的として、原則月1回会議を開催しています。 運用の基本方針の決定を行い、運用計画、投資ガイドライン等の検討を行います。
リスク管理委員会	業務執行に際して生じる多様なリスクについての基本事項及び関連事項を審議、決定することを目的として、原則月1回会議を開催しています。 運用リスクの管理状況、投資ガイドラインの遵守状況等の確認を行います。

組 織	役 割・機 能
運用部 (9名)	運用部は、運用計画書を作成し、投資政策委員会に提出して承認を受けます。 ・ 投資制限のチェック、運用成果の分析および評価、運用リスク分析等を定期的に行います。
トレーディング室	運用計画書の確認後、売買発注の執行等を行います。
管理部	信託財産の管理事務のほか、運用リスクの管理、法令遵守状況の管理も行います。

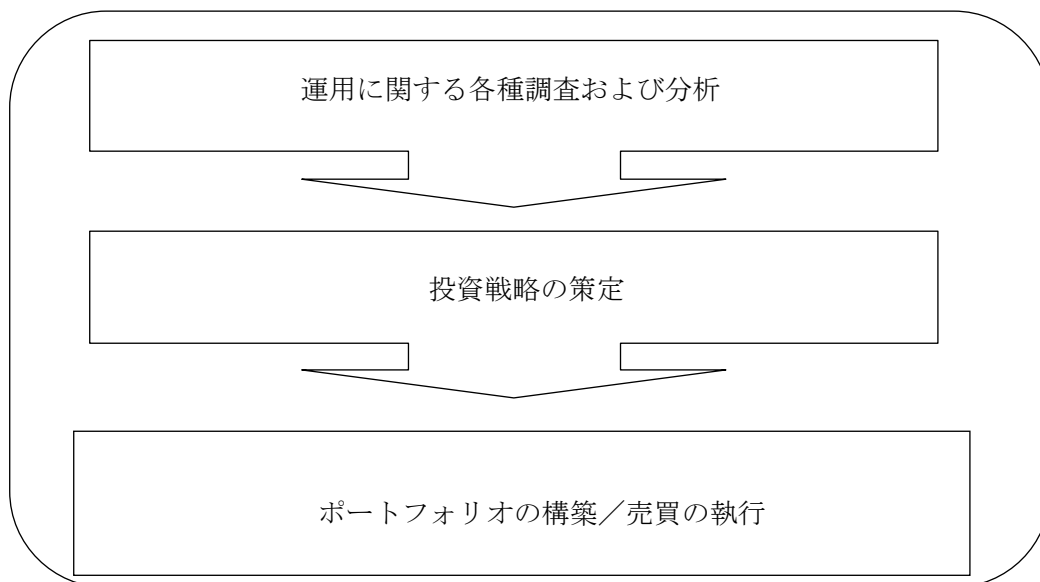
* なお、コンプライアンス・オフィサーは、管理部に属します。

* 上記体制等は平成20年3月27日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

また、運用体制に関する社内規程等についても、ファンドの運用業務に関する運用業務管理規程、ファンドマネジャーが遵守すべきサービス規程のほか、有価証券などの売買における発注先選定基準などに関して取扱い基準を設けることにより、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止するなど、法令遵守の徹底を図っています。

② RSインベストメンツ社

当ファンドの実質的な運用を行う米国小型成長株マザーファンドは米国株式(ADR等を含みます。)等の運用の指図に関する権限をRSインベストメンツ社に委託しておりますが、RSインベストメンツ社は、与えられた運用指図の権限の範囲内で、以下のフローでポートフォリオを構築します。



※ファンドの運用体制等は平成 20 年3月 27 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益(繰越分およびみなし配当等収益を含む)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除)等の全額とします。
- ② 委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- ④ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
- ⑤ ファンドの決算日

原則として毎年6月12日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

※初回の決算日は平成20年6月12日となります。

⑥ 分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始いたします。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、原則、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

投資信託約款に基づく投資制限

- ① 株式(ADR 等を含みます。)への実質投資割合に制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の株式(ADR 等を含みます。)への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 30%以下とします。
- ④ 投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑧ 投資する株式等の範囲(約款第 19 条)
 - (i) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - (ii) 上記(i)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。
- ⑨ 信用取引の指図範囲(約款第 21 条)
 - (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - (ii) 上記(i)の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号のものを除きます。)の行使により取得可能な株券

⑩ 先物取引等の運用指図・目的(約款第 22 条)

- (i) 委託者は、信託財産の属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。)(証券インデックス・オプション取引を含みます。)ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- (ii) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (iii) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑪ スワップ取引の運用指図・目的(約款第 23 条)

- (i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および金融商品取引法第 2 条第 27 項に定める有価証券店頭指数等スワップ取引(これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- (ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (iv) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑫ 有価証券の貸付の指図および範囲(約款第 25 条)

(i)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないこととします。

2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ii)上記(i)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(iii)委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑬ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第26条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑭ 外国為替予約の指図(約款第27条)

委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑮ 資金の借入れ(約款第35条)

(i)委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ii)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(iii)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

- ⑯ 同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条)同一の法人の発行する株式について、次の(i)の数が(ii)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。
- (i) 委託者が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
 - (ii) 当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数

<参考情報>

米国小型成長株マザーファンドの概要

(基本方針)

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主に米国の株式に投資し、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。なお米国以外の企業が発行する米国の金融商品取引所に上場、または取引所に準ずる市場で取引されている株式(米国預託証券(ADR)を含みます。以下「ADR 等」といいます。)に投資する場合があります。
- ② 米国の株式(ADR等を含みます。)は当初設定時に買付けを行う銘柄を除き、原則として、取得時において時価総額 20 億米ドル以下のものとします。
- ③ 米国株式(ADR 等を含みます。)等の運用については、RS インベストメンツ社に運用の指図に関する権限を委託します。
- ④ 米国株式(ADR 等を含みます。)への投資は高位を維持することを基本とします。
- ⑤ 外貨建て資産について、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑥ 投資信託財産の属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらと類似の取引を行うことができます。
- ⑦ ただし、資金動向や市場動向等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式(ADR 等を含みます。)への投資割合に制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の株式(ADR等を含みます。)への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ④ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑤ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスクと留意点

当ファンドは、実質的に同一の運用の基本方針を有するマザーファンド受益証券を主要投資対象として運用を行うため、マザーファンドのリスクと同等のものを伴います。以下のリスクおよび留意点に関する説明は当ファンドおよびマザーファンドに影響を及ぼすものです。マザーファンドは、主に米国の株式(ADR等を含みます。)等を投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の財務状況の悪化や倒産等および為替の変動などに伴い基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがありますし、損失を被ることがあります。したがって、元本は保証されておりません。

(a) 株式投資リスク(価格変動リスク・信用リスク)

主に米国の株式(ADR等を含みます。)等を主要な投資対象としますので、当ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等の様々なリスクが伴うこととなります。一般には株式の価格は、国内外の政治・経済情勢や、発行会社の業績・財務状況の変化による影響を受けます。(発行会社の財務状況の悪化、倒産等により価格がゼロになることもあります。)また株式の価格は、株式市場における需給や流動性の影響を受けます。マザーファンドは、株価の上昇を捉えることを目標とした、積極的な運用を行うため、株式の組入比率は高位に保ちます。そのため、当ファンドおよびマザーファンドの信託財産の価値は、株式の価格変動の結果、大幅に変動または下落する可能性があります。

(b) 銘柄選定方法に関するリスク

銘柄選定方法はボトムアップ・アプローチにより行いますので、ポートフォリオ構成銘柄は、株式市場全体の動きと異なり、大きく上下する可能性があります。これにより、投資元本を割り込むことも考えられます。

(c) 小型株式のリスク

小型株式は大型株式への投資に比べて大きなリスクを伴います。小型株式は大型株式に比べてより不安定であり、各国の景気および経済状況等の悪化からより大きな影響を受けます。したがって、マザーファンドが投資する企業は、経営状況の悪化、または経営危機的な状況等に陥る可能性が大型株式に比べて高いため、このことがより大きなリスク要因になります。これらのリスク要因により、小型株式の価格は大型株式よりも不安定であり、より大幅に変動する可能性があります。また投資する市場の環境の悪化により、流動性はより低くなる可能性があります。これらのリスクは、比較的小規模で実績のない発行体の証券に投資する場合には強くなります。したがって、当ファンドおよびマザーファンドの信託財産の価値は、主として大型株に投資する場合に比べて、より大幅に変動することが考えられます。

(d) 投資銘柄集中リスク

マザーファンドは少数の銘柄に集中して投資する場合があります。このため、株式

市場全体の動きと異なり、信託財産の価値が大きく上下することがあります。それにより、当ファンドおよびマザーファンドの投資元本を割り込むこともあります。

(e) 為替変動リスク

外貨建ての有価証券に投資しますので為替変動リスクを伴います。原則として対円での為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を直接的に受け、円高局面では当ファンドおよびマザーファンドの資産価値が大きく減少する可能性があります。

(f) 流動性リスク

受益者から短期間に相当金額の解約申込みがあった場合、マザーファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当てをしますが、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い当ファンドおよびマザーファンドの基準価額が大きく下落することがあります。

(g) 短期金融資産運用にかかるリスク

当ファンドおよびマザーファンドは、コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金等の短期金融資産で運用する場合がありますが、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

(h) 先物取引に伴うリスク

当ファンドおよびマザーファンドは、運用において先物取引等を利用することがあります。先物取引等においては、ブローカーの破産等が生じた場合に、取引の中断、債務不履行、一括清算、証拠金の返還の遅延もしくは不能等が起きる可能性があります。これにより当ファンドが悪影響を被ることがあります。

(i) カントリーリスク

一般に、株式への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等様々な要因による影響を受けますが、これらの要因は時として予想を超える大きさの変動を市場にもたらすことがあります。その結果、特定の国の株式への投資により予想に反して損失を被り、当ファンドの資産価値に大きな影響を与える可能性もあります。

(j) デリバティブ取引のリスク

当ファンドおよびマザーファンドは、株式関連のデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。

◎その他のリスクや留意点

(a) クローズド期間(原則、平成20年6月11日まで)は換金請求に制限があります。原則として、平成20年6月11日までは、換金のお申込みの受付を行いません。ただし、受益者は、下記の事由による場合には、平成20年6月11日以前においても換金の請求を行うことができます。

1. 受益者が死亡したとき
2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
3. 受益者が破産宣告を受けたとき
4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
5. その他1～4に準ずる事由があるものとして販売会社が認めるとき

(b) 投資方針の変更について

経済情勢や投資環境等の変化、および投資効率等の観点などから、投資対象および投資手法の変更を行う場合があります。

(c) 繰上げ償還等について

当ファンドは、信託財産の受益権の口数が20億口を下回ることとなった場合、委託会社が受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合には、信託期間の途中であっても繰上げ償還することがあります。

(d) 申込の受付の停止等について

信託財産限度額に達した場合等、あるいは、投資環境の変化等により、委託会社が当ファンドの申込期間を更新しないことや申込みの受付を停止することがあります。この場合は新たに当ファンドを購入することはできなくなります。

(e) 申込の受付不可日について

販売会社の営業日であっても、申込みの受付日がニューヨーク証券取引所の休業日、あるいはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、原則として受益権の取得および解約申込みの受け付けは行いません。

(f) 一部解約に関わる留意点

一部解約には解約時の基準価額に対して0.3%の信託財産留保額がかかります。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口のご換金は制限することがあります。

(g) その他のリスクおよび留意点

その他予測不可能な事態(天変地異、クーデター等)が起きたときなど、市場が混乱することが考えられます。これにより、市場が長期閉鎖することや急激な市況変動が起こることがあります。このような場合、金融商品取引所の取引停止等やむを得ない事情があるときは一時的に当ファンドおよびマザーファンドの受益証券が換金できないこともあります。また、このような場合、一時的に当ファンドおよびマザーファンドの運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。さらに、当ファンドおよびマザーファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

(h) ファミリーファンド方式での運用について

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンド(平成20年3月27日現在、当該マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドはありません。)に追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

(i) ファンドの分配金について

当ファンドは、前記の「分配方針」にもとづいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

① 新生インベストメント・マネジメント社

・当社の基本方針と組織

当社の運用リスク管理体制は、リスク管理委員会のもとで一元的に管理する体制となっております。社内各部から集められたリスク情報はリスク管理委員会に集約され、検討が加えられたのち、管理状況等につき改善の必要が認められた場合には、各部に指示が下されます。投資リスクを管理する実務担当部は以下の通りです。

組 織	役 割・機 能
運用部	・基準価額の変動が、商品性と著しく乖離していないことを日々確認します。 ・投資ファンド及び投資ファンドの運用を行う運用会社の評価については、定期的に見直し、その結果を投資政策委員会に報告します。
管理部	・投資ガイドラインや社内規定に基づく運用制限のモニタリングを行います。 ・法令及び信託約款の遵守状況をモニタリングします。

・コンプライアンス体制

管理部(コンプライアンス・オフィサーは管理部に属します。)は、当社の業務に係る法令諸規則の遵守状況の管理・検査を行い、必要に応じて指導を行います。また、コンプライアンス委員会を設置し、社内の現状と問題点の報告に基づき、効果的な改善策を決定し、社内管理体制の充実・強化を図っています。

※上記体制は平成20年3月27日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

② RS インベストメンツ社

・運用評価

リスク管理は、最高経営責任者、最高投資責任者、及び最高コンプライアンス責任者をリスク管理の責任者とし、中・小型株式の運用に関するリスク等について、日々、分析および評価を実施しています。

・ポートフォリオ管理

トレーディング部門において、トレーダーとは別に決済専門の担当者を配置し、速やか、かつ、正確な約定内容のポートフォリオへの反映を行うと共に、運用部門と分離された管理部門の担当者が、日々のポートフォリオの維持・管理を行っています。

- ・ 内部管理体制

運用部門、管理部門、トレーディング部門がそれぞれ独立しており、これにより運用部門はファンド毎に定められた投資制限の範囲内で最適な投資判断を行い、トレーディング部門は最良執行を目指します。

また、各部門が適正に機能しているか、関係法令を遵守しているかどうかをチェックするため、弁護士実務経験の豊富な法務責任者とコンプライアンス・アナリストが、それぞれ独自に各部門の業務内容を監視します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

- ① 取得申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中は1口当たり1円)に3.675%(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額(税抜3.5%))を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、委託会社までお問い合わせ下さい。

- ② 収益分配金を再投資する場合には手数料はかかりません。

(2)【換金(解約)手数料】

- ① 換金(解約)手数料
換金(解約)手数料はありません。

- ② 信託財産留保額
解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。
※「信託財産留保額」とは、投資信託を中途解約される受益者の解約代金から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額のことをいいます。

(3)【信託報酬等】

- ① 信託報酬
信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年2.4675%(税抜2.35%)の率を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて日々、費用計上されます。
- ② 信託報酬の配分
信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率(年率)			
合計	販売会社	委託会社	受託会社
2.4675%	0.735%	1.6485%	0.084%
(2.35%)	(0.70%)	(1.57%)	(0.08%)

※括弧内は税抜です。

- ③ 信託報酬の支払時期
信託報酬(信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。)は、計算期間の最初の6ヶ月終了日(該当日が休業日のときは、翌営業日とします。)、毎計算期間終了日、および信託終了のときに、信託財産から支払います。
- ④ 「米国小型成長株マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、当該マザー

ファンドを投資対象とする証券投資信託の委託会社が受ける報酬から、計算期間の最初の6ヵ月終了日(該当日が休業日のときは、翌営業日とします。)、毎計算期末ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、ベビーファンドの信託財産に属するとみなされるマザーファンドの受益証券の時価総額に、年10,000分の120の率を乗じて得た額とします。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の諸経費、諸費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- ① ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ② ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。
- ③ ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて日々、費用計上し、信託報酬の支弁される日に信託財産から支払われます。
- ④ ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

※ その他の手数料等につきましては、監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に全額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

※ 手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

受益者が支払いを受ける「収益分配金」のうち課税扱いとなる普通分配金(注1参照)ならびに「一部解約時」および「償還時」の個別元本(注2参照)超過額については下記の通り課税されます。

(注1)普通分配金と特別分配金

収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際

- イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控除した金額が普通分配金となります。
- ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

(注2)個別元本

各受益者の買付時の受益権の基準価額(お申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が個別元本になります。

- イ) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
- ロ) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

《参考》ご投資家にご負担いただく費用および税金

ご投資家にお申込み時、収益分配やご換金時にご負担いただきます費用と税金は以下の通りです。

個人の投資家の場合

平成 21 年 3 月 31 日までの間は、支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、10%(所得税7%および地方税3%)の税率による源泉徴収が行われます。また、申告不要制度の適用を受けることができます。収益の分配および一部解約時・償還時の差益については配当課税が適用され、確定申告を行うことにより、総合課税を選択することもできます。上記10%の税率は平成21年4月1日からは、20%(所得税15%および地方税5%)となる予定です。

ご負担の時期	ご負担をいただきます費用と税金の項目	ご負担をいただきます費用の額(率)	ご負担をいただきます税金の額(率)
ご購入時	申込手数料	3.675%(税抜3.5%) 上限*	消費税等相当額
分配時	所得税および地方税	—————	普通分配金に対して 10%の源泉徴収 (申告不要制度適用)
ご換金時 (解約の場合)	信託財産留保額	基準価額に対して 0.3%	—————
	所得税および地方税	—————	解約価額の個別元本 超過額に対して10%
償還時	所得税および地方税	—————	償還価額の個別元本 超過額に対して10%

※ 申込手数料は、基準価額に、3.675%(税抜3.5%)を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

法人の投資家の場合

平成 21 年 3 月 31 日までの間は、支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額について、7%(所得税7%)の税率による源泉徴収が行われ、法人の受取額となります。地方税は源泉徴収されません。なお、税額控除制度が適用されます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。益金不算入制度は適用されません。平成 21 年 4 月 1 日からは、前述の「平成 21 年 3 月 31 日まで」に記載の源泉徴収税率7%が15%となる予定です。そのほかの記載については上述と同様の取扱いとなる予定です。

※ 税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は平成 20 年1月 31 日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	2,986,141,710	99.89
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	—	3,197,861	0.11
合計(純資産総額)		2,989,339,571	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

<親投資信託受益証券>

国／地域	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価金額(円)	評価 単価 (円)	評価金額(円)	投資 比率 (%)
日本	米国小型成長株 マザーファンド	3,845,642,898	0.9860	3,791,870,216	0.7765	2,986,271,883	99.89

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
親投資信託受益証券	—	99.89
合計		99.89

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
設定日 (平成19年6月29日)	2,270,989,496	—	0.9994	—
第1中間計算期間末 (平成19年12月28日)	3,509,131,355	—	0.9079	—
平成19年6月末日	2,270,989,496	—	0.9994	—
平成19年7月末日	3,065,619,484	—	0.9379	—
平成19年8月末日	3,412,576,566	—	0.9116	—
平成19年9月末日	3,643,352,987	—	0.9652	—
平成19年10月末日	3,749,219,441	—	0.9873	—
平成19年11月末日	3,444,583,165	—	0.8988	—
平成19年12月末日	3,509,131,355	—	0.9079	—
平成20年1月末日	2,989,339,571	—	0.7662	—

②【分配の推移】

該当はありません。

③【収益率の推移】

期間	収益率(%)
自平成19年6月29日(設定日) 至平成20年1月31日	△23.4%

*収益率は、平成20年1月31日の基準価額(分配金込み)から前期末基準価額(当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

<ご参考>

「米国小型成長株マザーファンド」

以下は平成20年1月31日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	2,715,864,085	90.94
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	日本	270,407,798	9.06
合計(純資産総額)		2,986,271,883	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 銘柄明細票

国／地域	銘柄名	業種	株数	簿価額(円)		評価額(円)		投資比率
				単価	金額	単価	金額	
アメリカ	INVESTMENT TECHNOLOGY GROUP	各種金融	48,610	4,578	222,555,635	4,807	233,675,659	7.82
アメリカ	INFORMATICA CORP	ソフトウェア・サービス	122,780	1,564	192,037,742	1,829	224,566,584	7.52
アメリカ	DRIL-QUIP INC	エネルギー	38,270	4,818	184,376,900	5,296	202,659,857	6.79
アメリカ	DIGITAL RIVER INC	ソフトウェア・サービス	50,950	4,667	237,768,569	3,850	196,134,674	6.57
アメリカ	HEALTHWAYS INC INC	ヘルスケア機器・サービス	27,400	5,309	145,476,464	5,942	162,822,856	5.45
アメリカ	PORTFOLIO RECOVERY ASSOCIATE	各種金融	39,850	5,718	227,859,750	3,783	150,733,422	5.05
アメリカ	MICROSTRATEGY INC-CLA	ソフトウェア・サービス	19,810	8,375	165,903,679	7,597	150,495,778	5.04
アメリカ	ALLEGIANTRAVEL CO	運輸	51,920	3,245	168,490,784	2,831	147,001,304	4.92
アメリカ	ILLUMINA INC	医薬品・バイオテクノロジー	19,690	4,459	87,802,121	6,786	133,620,120	4.47
アメリカ	ATHEROS COMMUNICATIONS	半導体・半導体製造装置	43,210	3,248	140,363,018	2,963	128,041,600	4.29
アメリカ	FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	ソフトウェア・サービス	21,850	6,836	149,370,970	5,847	127,749,958	4.28
アメリカ	CORE LABORATOIES N.V.	エネルギー	10,760	11,237	120,909,087	11,765	126,587,612	4.24
アメリカ	J2 GLOBAL COMMUNICATIONS INC	ソフトウェア・サービス	55,370	3,731	206,610,276	2,151	119,123,461	3.99
アメリカ	CTRIIP.COM INTERNATIONAL-ADR	ホテル・レストラン・レジャー	19,400	4,312	83,660,405	4,556	88,387,331	2.96
アメリカ	ZUMIEZ INC	小売	43,080	3,617	155,800,371	1,894	81,590,074	2.73
アメリカ	EURONET WORLDWIDE INC	電気通信サービス	28,420	3,189	90,625,923	2,814	79,981,838	2.68
アメリカ	CBYOND INC	電気通信サービス	22,060	4,157	91,704,479	3,480	76,776,389	2.57
アメリカ	OPTIONSXPRESS HOLDINGS INC	各種金融	23,570	2,770	65,279,283	2,854	67,260,483	2.25
アメリカ	VALUECLICK INC	ソフトウェア・サービス	28,280	2,308	65,265,036	2,245	63,489,731	2.13
アメリカ	NUVASIVE INC	ヘルスケア機器・サービス	13,440	4,416	59,345,664	4,155	55,842,125	1.87
アメリカ	EQUINIX INC	ソフトウェア・サービス	7,180	9,764	70,107,875	7,757	55,692,101	1.86
アメリカ	02MICRO INTERNATIONAL-ADR	ソフトウェア・サービス	48,300	1,214	58,637,359	903	43,631,129	1.46

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

投資資産の種類	投資比率(%)
株式	90.94
エネルギー	11.03
ソフトウェア・サービス	32.85
テクノロジー製品・機器	0.00
ヘルスケア機器・サービス	7.32
ホテル・レストラン・レジャー	2.96
医薬品・バイオテクノロジー	4.47
運輸	4.92
各種金融	15.12
小売	2.73
電気通信サービス	5.25
半導体・半導体製造装置	4.29

(注) 上記業種は MSCI に基づく業種分類です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

6【手続等の概要】

(1) 申込(販売)手続等

① 取得申込み手続き

- ・販売会社の営業日は、原則として、いつでも申込みが可能です。
- ・原則として、午後3時(わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

※取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

② 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

●ニューヨーク証券取引所の休業日

●ニューヨークの銀行の休業日

③ 申込単位

申込単位につきましては、販売会社ないしは委託会社の下記照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問合せ時間(営業日) 9:00～17:00(半休日となる場合は9:00～12:00)

④ コースの選択

収益分配金の受取方法によって、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2通りがあります。なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

「一般コース」

- ・お申込みの際に、販売会社取引口座を開設のうえ、お申込みください。

「自動けいぞく投資コース」

- ・お申込みの際に、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を結んでいただきます。別の名称で当該契約と同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあります。
- ・収益分配金は、原則として各計算期間終了日の基準価額で再投資されます。手数料はかかりません。

⑤ 申込金額

- ・取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
- ・お申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

⑥ 申込手数料

お申込手数料につきましては、3.675% (税抜 3.50%) を上限として販売会社が定めるものとします。販売会社ないしは委託会社の「③申込単位」の照会先にお問い合わせください。

⑦ 取得申込の受付の中止、既に受付けた取得申込の受付の取消

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受け付けを取り消す場合があります。

(2) 換金(解約)手続等

① 換金の請求

(平成 20 年6月 11 日まで)

- ・原則として、換金の請求を行うことができません。
- ・ただし、受益者は、下記の事由による場合には、平成20年6月11日までにおいても換金の請求を行うことができます。

1. 受益者が死亡したとき
2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
3. 受益者が破産宣告を受けたとき
4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
5. その他1～4に準ずる事由があるものとして販売会社が認めるとき

受益者(受益者死亡の場合はその相続人)が上記1～5の事由により換金を請求する場合、当該事由を証する所定の書類その他必要と認める書類をご提示いただくことがあります。この場合、換金を請求し、販売会社が受付けた日が換金請求受付日となります。なお、当該請求にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当該日の受け付けとします。

(平成 20 年6月 12 日以降)

- ・販売会社の営業日は、原則として、いつでも換金が可能です。
- ・原則として、午後3時(わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前 11 時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受け付け分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の受け付けとなります。

※ 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振

替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

② 換金請求不可日

販売会社の営業日であっても、換金請求日が下記のいずれかに該当する場合は、換金の請求の受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

● ニューヨーク証券取引所の休業日

● ニューヨークの銀行の休業日

③ 換金制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行う場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

④ 換金単位

販売会社が定める単位をもって換金できます。

※ 販売会社によっては、換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

⑤ 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額[※](当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額)を控除した価額とします。

※ 「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額(基準価額に0.3%)を乗じて得た額をいい、信託財産に繰り入れられます。

⑥ 手取額

1口当たりのお手取額は、解約価額^{※1}から所得税および地方税(当該解約価額が受益者毎の個別元本^{※2}を超過した額に対し10%^{※3})を差し引いた金額となります。

※1 解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額 = 基準価額 - (基準価額 × 0.3%)

※2 「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいいます。

※3 法人受益者は、所得税(7%)のみとなります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

● 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、4【手数料等及び税金】(5)【課税上の取扱い】をご参照ください。

⑦ 支払開始日

お手取額は、原則として解約申込みの受付日から起算して、6営業日目以降、販売会社において支払います。

⑧ 解約申込の受付の中止、既に受付けた解約申込の受付の取消

- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他止むを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。
- ・一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとします。

7【管理及び運営の概要】

(1)【資産管理等の概要】

①資産の評価

(i)基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドは便宜上、基準価額を、1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

(ii)ファンドの主な投資対象の評価基準

- ◎マザーファンドの受益証券は、計算日の基準価額で評価します。
- ◎信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。
- ◎外国株式は、原則として海外の金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価します。
- ◎外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)は、原則として基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。
- ◎予約為替は、原則として国内における計算日の対顧客先物相場の仲値によるものとします。

(iii)基準価額の算出頻度と公表

- ◎基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社などで入手することができます。
- ◎基準価額につきましては、販売会社ないしは委託会社の下記照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問合せ時間(営業日)9:00~17:00(半休日となる場合は9:00~12:00)

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に略称「アメドリ」として当ファンドの基準価額が掲載されます。

② 保管

該当事項はありません。

③ 信託期間

原則、無期限とします。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解除し、信託を終了させることがあります。

④ 計算期間

原則として、毎年6月13日から翌年6月12日までとし、第一期計算期間は、信託設定日より平成20年6月12日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

⑤ 受益者の権利等

受益者は、主な権利として収益分配金に対する請求権、償還金に対する請求権及び換金(解約)請求権を有しています。

詳細は「第三部 ファンドの詳細情報 第3 管理及び運営 2 受益者の権利等」をご参照ください。

⑥ その他

(i) 信託の終了(繰上償還)

(イ) 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が20億口を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託者は、上記(イ)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(イ)の信託契約の解約をしません。

(ホ) 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。

ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ヘ) 上記(ハ)から上記(ホ)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ハ)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(ト) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(チ) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(リ) 上記(チ)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述(2) 信託約款の変更規定(ニ)の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(ヌ) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、後述(2) 信託約款の変更規定にしたがい、新受託者を選任します。委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ル) 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(ii) 信託約款の変更

(イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行う際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(イ)の信託約款の変更をしません。

(ホ) 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ヘ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(イ)から(ホ)までの規定にしたがいます。

(ト) 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(チ) 委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして上記(イ)から(ホ)までの規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記(ロ)の書面の交付を原則として行いません。

(iii) 異議の申立て

(イ) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行いません。

(ロ) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

(ハ) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行う場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

(ニ) 委託者が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

(iv) 償還金について

(イ) 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日以内に支払いを開始します。)から受益者に支払われます。

(ロ) 償還金の支払いは、販売会社において行われます。

(v) 運用報告書の作成

委託会社は、毎決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、当該信託に係る知られたる受益者に販売会社より交付いたします。

(vi) 関係法人との契約について

販売会社との「投資信託受益権の募集等の取扱いに関する契約」の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

(2)【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(i) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(ii) 解約請求権

受益者は、受益権の解約を販売会社を通じて、委託会社に請求することができます。

(iii) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第2【財務ハイライト情報】

(1) 下記の情報は有価証券届出書、「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」に記載された情報を抜粋して記載したものです。

(2) 「財務諸表」については、監査法人トーマツによる監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されております。

1 【財務諸表】

アメリカン・ドリーム・ファンド 中間財務諸表

(1)【中間貸借対照表】

区分	第1期中間計算期間 (平成19年12月28日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	46,225,269
親投資信託受益証券	3,504,638,319
未収利息	506
流動資産合計	3,550,864,094
資産合計	3,550,864,094
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	1,406,715
未払委託者報酬	39,915,432
その他未払費用	410,592
流動負債合計	41,732,739
負債合計	41,732,739
純資産の部	
元本等	
元本	3,865,141,622
剰余金	
中間欠損金	356,010,267
純資産合計	3,509,131,355
負債・純資産合計	3,550,864,094

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

区分	第1期中間計算期間 (自平成19年6月29日(設定日)至平成19年12月28日)
	金額(円)
営業収益	
受取利息	37,994
有価証券売買等損益	△264,231,897
営業収益合計	△264,193,903
営業費用	
受託者報酬	1,406,715
委託者報酬	39,915,432
その他費用	410,592
営業費用合計	41,732,739
営業損失金額	305,926,642
経常損失金額	305,926,642
中間純損失金額	305,926,642
欠損金減少額	-
(中間一部解約に伴う欠損金減少額)	(-)
(中間追加信託に伴う欠損金減少額)	(-)
欠損金増加額	50,083,625
(中間一部解約に伴う欠損金増加額)	(-)
(中間追加信託に伴う欠損金増加額)	(50,083,625)
中間欠損金	356,010,267

(3)【中間注記表】**(中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項に関する注記)**

項目	第1期中間計算期間 (自平成19年6月29日(設定日)至平成19年12月28日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。なお、時価は親投資信託受益証券の基準価額を用いております。
2. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの中間計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年6月13日から翌年6月12日までとしておりますが、第1期中間計算期間は期首が設定日のため平成19年6月29日から平成19年12月28日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第1期中間計算期間 (平成19年12月28日現在)
1. 当該中間計算期間の末日における受益権総数	3,865,141,622 口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	中間貸借対照表上の純資産が元本総額を下回っており、その差額は356,010,267円です。
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9079円 (9,079円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期中間計算期間 (自平成19年6月29日(設定日) 至平成19年12月28日)
運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である米国小型成長株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託する為に要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額は、20,147,400円であります。

(重要な後発事象に関する注記)

第1期中間計算期間 (自平成19年6月29日(設定日) 至平成19年12月28日)
該当事項はありません。

(その他の注記)

1 開示対象ファンドの中間計算期間における元本額の変動

項目	第1期中間計算期間 (平成19年12月28日現在)
設定元本額	2,272,352,908円
期中追加設定元本額	1,592,788,714円
期中一部解約元本額	0円

2 有価証券関係

第1期中間計算期間 (平成19年12月28日現在)
該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

第1期中間計算期間 (平成19年12月28日現在)
該当事項はありません。

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5)受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」(投資信託説明書(請求目論見書))の記載項目は以下の通りです。

第1 【ファンドの沿革】

第2 【手続等】

1 【申込(販売)手続等】

2 【換金(解約)手続等】

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

(2)【保管】

(3)【信託期間】

(4)【計算期間】

(5)【その他】

2 【受益者の権利等】

第4 【ファンドの経理状況】

1 【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

(2)【損益及び剰余金計算書】

(3)【注記表】

(4)【附属明細表】

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

第5 【設定及び解約の実績】

アメリカン・ドリーム・ファンド

追加型株式投資信託 / 国際株式(北米型) / 自動けいぞく投資可能

信 託 約 款

新生インベストメント・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
アメリカン・ドリーム・ファンド 約款
運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとしします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米国小型成長株マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。以下同じ。)を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① 主として米国小型成長株マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に米国の株式に投資し、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。なお米国以外の企業が発行する米国の金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)に上場、または金融商品取引所に準ずる市場で取引されている株式(米国預託証券(ADR)を含みます。以下「ADR等」といいます。)に投資する場合があります。

② 米国の株式(ADR等を含みます。)は当初設定時に買付けを行う銘柄を除き、原則として、取得時において時価総額が20億米ドル以下のものとしします。

③ 米国株式(ADR等を含みます。)への実質投資比率は高位を維持することを基本とします。

④ 実質組入外貨建て資産について、原則として為替ヘッジを行いません。

⑤ 投資信託財産の属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国において行われる有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価

証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)並びに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらと類似の取引を行うことができます。

⑥ ただし、資金動向や市場動向等の事情によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式(ADR等を含みます。)への実質投資割合に制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。

③ 同一銘柄の株式(ADR等を含みます。)への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。

④ 投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑦ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益(繰越分およびみなし配当等収益を含む)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除)等の全額とします。

② 委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託

アメリカン・ドリーム・ファンデーション 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第1条2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(以下「兼営法」といいます。)第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(兼営法にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金300億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金300億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第1項、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の規定による信託終了の日また

は信託契約解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については300億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託によ

り生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関のうち、委託会社の指定する者をいいます。以下同じ。)は、第7条の規定により分割された受益権を、その取得申込者に対し、1口単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 前項の手数料の額は、販売会社がそれぞれ独自に定めるものとします。

④ 第1項の規定にかかわらず、当該各項における取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日、あるいはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、原則として受益権の取得申込の受付は行いません。

⑤ 第2項の規定にかかわらず、受益者が第43条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑥ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(第2項または第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規

定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条および第23条に定めるものに限りません。)

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形(上記イに掲げるものに該当するものを除きます。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である米国小型成長株マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。(なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。))

6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの

13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの

14. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

15. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

16. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

17. 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものおよび第13号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券、第12号の証券または証書のうち第5号の証券の性質を有するものおよび第13号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前項においてマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)
第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託

及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人(兼営法にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第22条において同じ。)、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条より第23条、第25条、第27条および第33条より第35条に掲げる取引を行うことができます。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等の投資制限)

第20条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額

との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 前2項においてマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号のものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的)

第22条 委託者は、信託財産の属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号

ハに掲げるものをいいます。) (証券インデックス・オプション取引を含みます。) ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。(以下同じ。)

②委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券店頭指数等スワップ取引(これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第24条 委託者は、取得時において信託財産に

属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第27条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合

計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第28条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第30条(削除)

(混蔵寄託)

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第33条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第34条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、

有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日まででその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第38条 この信託の計算期間は、毎年6月13日から翌年6月12日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成20年6月12日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、第38条に規定する計算期間を通じて日々計上され、第41条第2項に規定する信託報酬の支弁される日に信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信

託財産の純資産総額に年10,000分の235の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、計算期間の最初の6ヵ月終了日(該当日が休業日のときは、翌営業日とします。)、毎計算期末ならびに当該投資信託の信託契約終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めません。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

④ 委託者は、主な投資対象であるマザーファンドの運用の指図に関する権限を受けた者が受ける報酬を第1項に基づいて委託者が受ける信託報酬から支弁するものとし、その報酬額は、信託財産に属するとみなされるマザーファンドの受益証券の時価総額に、年10,000分の120の率を乗じて得た額とします。

(収益の分配方式)

第42条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第43条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ

月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金(第46条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第46条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日以内に当該受益者に支払います。

⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第44条 受託者は、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第45条 受益者が、収益分配金については第43条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第43条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

第46条 平成20年6月12日以降、受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位、あるいは、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行いません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少

の記載または記録が行われます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤ 第1項の規定にかかわらず、受益者は、下記の事由による場合には、平成20年6月11日までににおいても換金の請求を行うことができます。

1. 受益者が死亡したとき
2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
3. 受益者が破産宣告を受けたとき
4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
5. その他1～4に準ずる事由があるものとして販売会社が認めるとき

⑥ 受益者(受益者死亡の場合はその相続人)が上記1～5の事由により換金を請求する場合、当該事由を証する所定の書類その他必要と認める書類をご提示いただくことがあります。この場合、換金を請求し、販売会社が受付けた日が換金請求受付日となります。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、換金の請求を行えないものとします。なお、当該請求にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当該日の受け付けとします。

⑦ 委託者は金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑧ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第47条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより信託の受益権の口数が20億口を下回るようになった場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。

ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定に

したがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定にしたがい新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られ

たる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第53条 第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第47条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第47条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(公告)

第54条 委託者が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第55条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第56条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めま

す。

(付 則)

第1条 この約款において「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第43条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成19年6月29日

東京都千代田区内幸町二丁目1番8号

委託者 新生インベストメント・マネジメント株式会社

東京都港区芝三丁目23番1号

受託者 中央三井アセット信託銀行株式会社

米国小型成長株マザーファンド

親投資信託

信託約款

新生インベストメント・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託 米国小型成長
株マザーファンド 約款
運用の基本方針
約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米国の株式(米国預託証券(ADR)を含みます。以下「ADR等」という。)等を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主に米国の株式に投資し、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。なお米国以外の企業が発行する米国の金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)に上場、または金融商品取引所に準ずる市場で取引されている株式(ADR等を含みます。)に投資する場合があります。
- ② 米国の株式(ADR等を含みます。)は当初設定時に買付けを行う銘柄を除き、原則として、取得時において時価総額20億米ドル以下のものとします。
- ③ 米国株式(ADR等を含みます。)等の運用については、アールエス・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーに運用の指図に関する権限を委託とします。
- ④ 米国株式(ADR等を含みます。)への投資は高位を維持することを基本とし

す。

- ⑤ 外貨建て資産について、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑥ 投資信託財産の属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国において行われる有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)並びに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらと類似の取引を行うことができます。
- ⑦ ただし、資金動向や市場動向等の事情によって、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式(ADR等を含みます。)への投資割合に制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の株式(ADR等を含みます。)への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ④ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産

総額の10%以下とします。

- ⑦ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

親投資信託

米国小型成長株マザーファンド 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、新生インベストメント・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第1条2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(以下「兼営法」といいます。)第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(兼営法にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金300億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金300億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第1項、第42条第2項、第44条第1項、第45条第1項および第47条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする新生インベストメント・アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については300億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約(以下「一部解約」といいます。)の処理を行う前の信託財産の資産総額(信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得たものとします。)から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することは

できません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第19条および第20条に定めるものに限り。)

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形(上記イに掲げるものに該当するものを除きます。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。(なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1

項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)

6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード・セキュリティーズおよびこれらに類するもの

13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの

14. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

15. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

16. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。)

20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の

性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものおよび第13号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券、第12号の証券または証書のうち第5号の証券の性質を有するものおよび第13号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人(兼営法にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第22条において同じ。)、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または

受託者における他の信託財産との間で、第11条および前条に掲げる資産への投資等ならびに第18条、第19条、第20条、第22条、第24条、第30条および第31条に掲げる取引を行うことができます。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の権限委託)

第15条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、次に掲げる権限を次の者に委託します。

委託する範囲: 米国株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

委託先名称: アールエス・インベストメント・マネジメンツ・シーオー・エルエルシー

委託先所在地: 米国 カリフォルニア州サンフランシスコ市マーケット通り388番1700号

② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託の受益証券を投資対象とする証券投資信託の報酬から、計算期間の最初の6ヵ月終了日(該当日が休業日のときは、翌営業日とします。)、毎計算期末ならびに当該投資信託の信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年10,000分の120の率を乗じて得た金額とします。

③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生じせしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限を中止または委託の内容を変更することができます。

(投資する株式等の範囲)

第16条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割

当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第17条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第18条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号のものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第19条 委託者は、信託財産の属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)(証券インデックス・オプション取引を含みます。)ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。(以下同じ。)

② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融所品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融所品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的)

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券店頭指数等スワップ取引(これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第21条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第23条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第25条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第27条(削除)

(混蔵寄託)

第28条 金融機関または第一種金融商品取引業

者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第29条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第30条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第31条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第34条 この信託の計算期間は、毎年6月13日から翌年6月12日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成20年6月12日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第37条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第38条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第39条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第40条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第41条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第42条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象と

することを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての

受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の支払いの時期)

第43条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第45条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)
第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定にしたがい新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議

を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第49条 第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第42条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第42条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付)

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第51条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第52条 委託者が行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第53条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めま

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 19 年6月 29 日

東京都千代田区内幸町二丁目1番8号

委託者 新生インベストメント・マネジメント株式会社

東京都港区芝三丁目 23 番1号

受託者 中央三井アセット信託銀行株式会社

【信託用語集】

運用報告書	投資信託の運用期間中の運用実績や経過、信託財産の内容、有価証券売買状況などについて一定期間ごとに投資信託委託会社により作成され、取扱い販売会社を通じて投資家に交付される報告書です。
会社型投資信託	投資信託自体が投資を目的とした投資法人（株式会社）を設立し、投資証券（株券）を発行して投資主（株主）を募集します。投資証券を購入した投資主が、その会社の投資運用による収益等の分配を受ける形態の投資信託です。
解約	投資家が販売会社を通じて投資信託委託会社（運用会社）に対して信託契約の解除を請求する換金方法で、直接解約請求ともよばれます。
解約価額	投資信託を解約する際の税引き前の価額です。信託財産留保額がある場合は、基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額になります。
為替ヘッジ	将来のある時点で事前に決められた一定の交換レートで外貨を売り、円を買う取引を行うことで、保有する外貨建て資産の為替変動に係るリスクを回避することをいいます。
基準価額	投資信託の時価を表すものです。基準価額は、その日の投資信託の純資産総額を受益権総口数で割って計算され、日々変動します。なお、当初1口が1円で始まる投資信託は1万口当たりの価額で表示することが一般的です。
繰上げ償還	信託約款に定められた信託期間（運用期間）の満了日前に投資信託が償還されることを繰上げ償還といいます。
個別元本	受益者毎の投資信託取得時の単価をいい（申込手数料（税込）は含まれません。）、複数回取得した場合は、追加取得のつど、取得口数に応じて加重平均されます。
収益分配	投資信託の決算期に、運用の結果あげられた収益などを受益権の口数に応じて受益者に分配することをいいます。追加型株式投資信託では、課税扱いとなる普通分配金と、「元本の一部払戻しに相当する部分」として非課税扱いとなる特別分配金があります。
受益証券	契約型投資信託において受益権を表わす証券のことです。
純資産総額	信託財産の資産を時価で評価した金額から負債金額を控除したものをいいます。
償還	投資信託の信託期間（運用）が終了し受益者に金銭が返還されることをいいます。
信託期間	各投資信託ごとに定められた投資信託の運用期間をいいます。有期限のものと期間の定めのない無期限のものがあります。
信託財産	投資信託として運用される資産のことをいいます。信託財産は受託会社により保管・管理されます。

【信託用語集】

信託財産留保額	投資信託を中途解約する投資家から徴収する一定の金額で、信託財産に繰り入れます。これにより、引続き投資を続ける投資家との公平性の確保を図っています。
信託報酬	投資家が、投資信託の運用・管理にかかる費用として信託財産の中から日々間接的に負担する費用です。信託報酬は委託者（投資信託会社）・受託者（信託銀行）・販売会社の業務に対する対価として支払われます。
信託約款	契約型投資信託において投資信託委託会社と受託会社との間に締結され、信託契約が記されています。
投資信託証券	一般に、投資信託証券とは、契約型の投資信託（投資信託または外国投資信託）の受益証券や会社型の投資信託（投資法人および外国投資法人）の投資証券をいいます。
投資信託説明書 （目論見書）	投資信託の募集・販売の際に用いられる当該投資信託の募集要項や費用、運用に係る内容等を記載した説明書のことです。金融商品取引法では、投資信託会社に対し作成義務、販売会社に対し交付義務を課し投資家の投資判断材料として提供されることになっています。目論見書ともいいます。
トップダウン・アプローチ	経済・金利・為替などのマクロ的な投資環境の予測から、資産配分や業種別配分を決定し、その後個別銘柄の選別を行う運用手法です。
トラッキング・エラー	資産運用において、ベンチマークに対するリターンの乖離する可能性を示す指標です。
分配金再投資 （累積投資）	投資信託が収益分配を行うつど、その課税処理後の収益分配金を同一の投資信託に速やかに再投資する仕組みをいいます。
ベンチマーク	投資信託の運用を行うにあたり、目標とする指標をいいます。アクティブ型ファンドの場合は、ベンチマークを上回る投資成果をめざし、インデックス型ファンドの場合はベンチマークとの連動をめざします
ボトムアップ・アプローチ	個別企業の調査・分析をベースに投資銘柄を選定していく運用手法のことです。

投資信託説明書
[請求目論見書]
2008.03

アメリカン・ドリーム・ファンド
追加型株式投資信託 / 国際株式型（北米型） / 自動けいぞく投資可能

設定・運用は
新生インベストメント・マネジメント株式会社

本書は金融商品取引法第 13 条の規定に基づき、投資家に交付される目論見書です。

この投資信託説明書(請求目論見書)により行う「アメリカン・ドリーム・ファンド」の募集については、委託会社は、証券取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成19年5月16日に関東財務局長に提出し、また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成19年5月25日に関東財務局長に提出しており、平成19年6月1日にその効力が発生しております。また、金融商品取引法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成19年10月4日、平成20年2月12日および平成20年3月27日に関東財務局長に提出しております。

当ファンドは、主にマザーファンドへの投資を通じて、米国の株式などの値動きのある証券に投資するため、組入証券の価格変動や為替の変動などに伴い基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがありますし、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資をする場合は、為替の変動により、損失を被ることがあります。

当ファンドは、換金に制限(クローズド期間)を設けており

原則として、平成20年6月11日までは、解約の請求を受付けておりません。

- ・投資信託は預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。
- ・銀行など登録金融機関で投資信託を購入された場合、投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・投資信託は金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うこととなります。

請求目論見書 目次

第1 【ファンドの沿革】	1頁
第2 【手続等】	1頁
(1) 【申込(販売)手続等】	
(2) 【換金(解約)手続等】	
第3 【管理及び運営】	5頁
1 【資産管理等の概要】	
(1)【資産の評価】	
(2)【保管】	
(3)【信託期間】	
(4)【計算期間】	
(5)【その他】	
2 【受益者の権利等】	
第4 【ファンドの経理状況】	9頁
第5 【設定及び解約の実績】	21頁

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成19年6月29日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

第2【手続等】

1【申込(販売)手続等】

① 取得申込み手続

- ・販売会社の営業日は、原則として、いつでも申込みが可能です。
- ・原則として、午後3時(わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- ※取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

② 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得のお申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ニューヨーク証券取引所の休業日
- ニューヨークの銀行の休業日

③ 申込単位

申込単位につきましては、販売会社ないしは委託会社の下記の照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問合せ時間(営業日)9:00~17:00(半休日となる場合は9:00~12:00)

④ コースの選択

収益分配金の受取方法によって、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2通りがあります。なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

「一般コース」

- ・お申込みの際に、販売会社取引口座を開設のうえ、お申込ください。

「自動けいぞく投資コース」

- ・お申込みの際に、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を結んでいただきます。別の名称で当該契約と同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあります。

・収益分配金は、原則として各計算期間終了日の基準価額で再投資されます。手数料はかかりません。

⑤ 申込金額

- ・取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
- ・お申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

⑥ 申込手数料

お申込手数料につきましては、3.675% (税抜 3.50%) を上限として販売会社が定めるものとします。販売会社ないしは委託会社の「③申込単位」の照会先にお問い合わせください。

⑦ 取得申込の受付の中止、既に受付けた取得申込の受付の取消

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受け付けを取り消す場合があります。

2【換金(解約)手続等】

① 換金の請求

(平成 20 年6月 11 日まで)

原則として、換金の請求を行うことができません。

ただし、受益者は、下記の事由による場合には、平成20年6月11日までにおいても換金の請求を行うことができます。

1. 受益者が死亡したとき
2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
3. 受益者が破産宣告を受けたとき
4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
5. その他1～4に準ずる事由があるものとして販売会社が認めるとき

受益者(受益者死亡の場合はその相続人)が上記1～5の事由により換金を請求する場合、当該事由を証する所定の書類その他必要と認める書類をご提示いただくことがあります。この場合、換金を請求し、販売会社が受付けた日が換金請求受付日となります。なお、当該請求にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当該日の受け付けとします。

(平成 20 年6月 12 日以降)

- ・販売会社の営業日は、原則として、いつでも換金が可能です。
- ・原則として、午後3時(わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前 11 時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受け付けとします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の受け付けとなります。

※換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約

に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

② 換金請求不可日

販売会社の営業日であっても、換金請求日が下記のいずれかに該当する場合は、換金の請求の受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

● ニューヨーク証券取引所の休業日

● ニューヨークの銀行の休業日

③ 換金制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行う場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

④ 換金単位

販売会社が定める単位をもって換金できます。

※販売会社によっては、換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

⑤ 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額※(当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額)を控除した価額とします。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額(基準価額に0.3%)を乗じて得た額をいい、信託財産に繰り入れられます。

⑥ 手取額

1口当たりのお手取額は、解約価額^{※1}から所得税および地方税(当該解約価額が受益者毎の個別元本^{※2}を超過した額に対し10%^{※3})を差し引いた金額となります。

※1 解約価額＝基準価額－信託財産留保額＝基準価額－(基準価額×0.3%)

※2 「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいいます。

※3 法人受益者は、所得税(7%)のみとなります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

● 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、4【手数料等及び税金】(5)【課税上の取扱い】をご参照ください。

⑦ 支払開始日

お手取額は、原則として解約申込みの受付日から起算して、6営業日目以降、販売会社において支払います。

⑧ 解約申込の受付の中止、既に受付けた解約申込の受付の取消

- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他止むを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。
- ・一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとします。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

(i)基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドは便宜上、基準価額を、1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

(ii)ファンドの主な投資対象の評価基準

- ◎マザーファンドの受益証券は、計算日の基準価額で評価します。
- ◎信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。
- ◎外国株式は、原則として海外の金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価します。
- ◎外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)は、原則として基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。
- ◎予約為替は、原則として国内における計算日の対顧客先物相場の仲値によるものとします。

(iii)基準価額の算出頻度と公表

- ◎基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社などで入手することができます。
- ◎基準価額につきましては、販売会社ないしは委託会社の下記の照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問合せ時間(営業日)9:00~17:00(半休日となる場合は9:00~12:00)

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に略称「アメリ」として当ファンドの基準価額が掲載されます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則、無期限とします(平成19年6月29日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解除し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年6月13日から翌年6月12日までとし、第一期計算期間は信託設定日より平成20年6月12日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

(1) 信託の終了(繰上償還)

(イ) 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が20億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託者は、上記(イ)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(イ)の信託契約の解約をしません。

(ホ) 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。

ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ヘ) 上記(ハ)から上記(ホ)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ハ)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(ト) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(チ) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(リ) 上記(チ)の既定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述(2)信託約款の変更規定(二)の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(ヌ) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、後述(2)信託約款の変更規定にしたがい、新受託者を選任します。委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ル) 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(2) 信託約款の変更

(イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行う際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、上記(イ)の信託約款の変更をしません。

(ホ) 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ヘ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(イ)から(ホ)までの規定にしたがいます。

(ト) 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(チ) 委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして上記(イ)から(ホ)までの規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記(ロ)の書面の交付を原則として行いません。

(3) 異議の申立て

(イ) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるとときは、繰上償還または信託約款の変更は行いません。

(ロ) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

(ハ) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行う場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

(ニ)委託者が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

(4)償還金について

(イ)償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日以内に支払いを開始します。)から受益者に支払われます。

(ロ)償還金の支払いは、販売会社において行われます。

(5)運用報告書の作成

委託会社は、毎決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、当該信託に係る知られたる受益者に販売会社より交付いたします。

(6)関係法人との契約について

販売会社との「投資信託受益権の募集等の取扱いに関する契約」の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(i)収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(ii)解約請求権

受益者は、受益権の解約を販売会社を通じて、委託会社に請求することができます。

(iii)帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第4 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 52 年大蔵省令第 38 号)並びに同規則第 38 条の3及び第 57 条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)に基づいて作成しております。

ただし、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」(平成 19 年8月9日内閣府令第 61 号)附則第3条の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)に基づき作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の2第1項の規定に基づき、第1期中間計算期間(平成 19 年6月 29 日(設定日)から平成 19 年 12 月 28 日まで)の中間財務諸表について、監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年2月18日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員

公認会計士

青木裕晃

指定社員
業務執行社員

公認会計士

山田信之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアメリカン・ドリーム・ファンドの平成19年6月29日から平成19年12月28日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アメリカン・ドリーム・ファンドの平成19年12月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成19年6月29日から平成19年12月28日）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

アメリカン・ドリーム・ファンド 中間財務諸表

(1)【中間貸借対照表】

区分	第1期中間計算期間 (平成19年12月28日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	46,225,269
親投資信託受益証券	3,504,638,319
未収利息	506
流動資産合計	3,550,864,094
資産合計	3,550,864,094
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	1,406,715
未払委託者報酬	39,915,432
その他未払費用	410,592
流動負債合計	41,732,739
負債合計	41,732,739
純資産の部	
元本等	
元本	3,865,141,622
剰余金	
中間欠損金	356,010,267
純資産合計	3,509,131,355
負債・純資産合計	3,550,864,094

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

区分	第1期中間計算期間 (自平成19年6月29日(設定日) 至平成19年12月28日)
	金額(円)
営業収益	
受取利息	37,994
有価証券売買等損益	△264,231,897
営業収益合計	△264,193,903
営業費用	
受託者報酬	1,406,715
委託者報酬	39,915,432
その他費用	410,592
営業費用合計	41,732,739
営業損失金額	305,926,642
経常損失金額	305,926,642
中間純損失金額	305,926,642
欠損金減少額	-
(中間一部解約に伴う欠損金減少額)	(-)
(中間追加信託に伴う欠損金減少額)	(-)
欠損金増加額	50,083,625
(中間一部解約に伴う欠損金増加額)	(-)
(中間追加信託に伴う欠損金増加額)	(50,083,625)
中間欠損金	356,010,267

(3)【中間注記表】

(中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

項目	第1期中間計算期間 (自平成19年6月29日(設定日) 至平成19年12月28日)
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。なお、時価は親投資信託受益証券の基準価額を用いております。
2. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの中間計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年6月13日から翌年6月12日までとしておりますが、第1期中間計算期間は期首が設定日のため平成19年6月29日から平成19年12月28日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第1期中間計算期間 (平成19年12月28日現在)
1.当該中間計算期間の末日における受益権総数	3,865,141,622 口
2.投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	中間貸借対照表上の純資産が元本総額を下回っており、その差額は356,010,267円です。
3.1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9079 円 (9,079 円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期中間計算期間 (自平成19年6月29日(設定日) 至平成19年12月28日)
運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である米国小型成長株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託する為に要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額は、20,147,400円であります。

(重要な後発事象に関する注記)

第1期中間計算期間 (自平成19年6月29日(設定日) 至平成19年12月28日)
該当事項はありません。

(その他の注記)

1 開示対象ファンドの中間計算期間における元本額の変動

項目	第1期中間計算期間 (平成19年12月28日現在)
設定元本額	2,272,352,908円
期中追加設定元本額	1,592,788,714円
期中一部解約元本額	0円

2 有価証券関係

第1期中間計算期間 (平成19年12月28日現在)
該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

第1期中間計算期間 (平成19年12月28日現在)
該当事項はありません。

<参考>

本報告書の開示対象ファンド(アメリカン・ドリーム・ファンド)(以下「当ファンド」という。)は、「米国小型成長株マザーファンド」(以下「マザーファンド」という。)の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。当ファンドの計算日における同マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

米国小型成長株マザーファンドの状況

(1)貸借対照表

区分	(平成19年12月28日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	274,418,838
金銭信託	40,923
コール・ローン	1,078,607
株式	3,228,826,992
未収配当金	225,504
未収利息	11
流動資産合計	3,504,590,875
資産合計	3,504,590,875
負債の部	
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	3,816,857,242
剰余金	
欠損金	312,266,367
純資産合計	3,504,590,875
負債・純資産合計	3,504,590,875

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自平成 19 年6月 29 日 至平成 19 年 12 月 28 日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	外国株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は海外店頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	個別法に基づき、国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	(1) 為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 (2) 受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。予想配当金額を計上した場合は、入金時に入金額との差額を計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第 60 条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第 61 条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成 19 年 12 月 28 日現在)
1. 計算日における受益権総数	3,816,857,242 口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第 55 条の6 第 10 号に規定する額	貸借対照表上の純資産が元本総額を下回っており、その差額は 312,266,367 円です。
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9182 円 (9,182 円)

(重要な後発事象に関する注記)

(自平成 19 年6月 29 日 至平成 19 年 12 月 28 日)
該当事項はありません。

(その他の注記)

1 開示対象ファンドの中間計算期間における本マザーファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	(平成 19 年 12 月 28 日現在)
同中間計算期間の設定元本額	2,272,352,908 円
同中間計算期間の追加設定元本額	1,544,504,334 円
同中間計算期間の一部解約元本額	0 円
同中間計算期間末日の元本額※	3,816,857,242 円
※上記元本額の内訳 (アメリカン・ドリーム・ファンド)	3,816,857,242 円

2 有価証券関係

(平成 19 年 12 月 28 日現在)

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

I 取引の状況に関する事項

(自平成 19 年 6 月 29 日
至平成 19 年 12 月 28 日)

1. 取引の内容

利用している取引は、通貨関連で為替予約取引であります。

2. 取引に対する取組方針及び利用目的

為替予約取引は、外貨の送回国を目的とする他、ファンドの運用の効率化を図るため、将来の為替変動リスクの回避目的に限定せずに利用する場合があります。

3. 取引に係るリスクの内容

利用している取引については、市場リスクすなわち為替相場の変動リスクがあります。なお、取引の相手方の契約不履行によるリスクは極めて少ないものであると認識しております。

4. 取引に係るリスク管理体制

取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部トレーディング室が決裁担当者の承認を得て行っております。また、管理部門が日々遵守状況を確認し、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。

5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明

取引の時価等に関する事項における契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体が取引のリスクの大きさを示すものではありません。

II 取引の時価等に関する事項

(平成 19 年 12 月 28 日現在)

該当事項はありません。

<ご参考>

「米国小型成長株マザーファンド」

以下は平成20年1月31日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	2,715,864,085	90.94
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	日本	270,407,798	9.06
合計(純資産総額)		2,986,271,883	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 銘柄明細票

国／地域	銘柄名	業種	株数	簿価額(円)		評価額(円)		投資比率
				単価	金額	単価	金額	
アメリカ	INVESTMENT TECHNOLOGY GROUP	各種金融	48,610	4,578	222,555,635	4,807	233,675,659	7.82
アメリカ	INFORMATICA CORP	ソフトウェア・サービス	122,780	1,564	192,037,742	1,829	224,566,584	7.52
アメリカ	DRIL-QUIP INC	エネルギー	38,270	4,818	184,376,900	5,296	202,659,857	6.79
アメリカ	DIGITAL RIVER INC	ソフトウェア・サービス	50,950	4,667	237,768,569	3,850	196,134,674	6.57
アメリカ	HEALTHWAYS INC INC	ヘルスケア機器・サービス	27,400	5,309	145,476,464	5,942	162,822,856	5.45
アメリカ	PORTFOLIO RECOVERY ASSOCIATE	各種金融	39,850	5,718	227,859,750	3,783	150,733,422	5.05
アメリカ	MICROSTRATEGY INC-CLA	ソフトウェア・サービス	19,810	8,375	165,903,679	7,597	150,495,778	5.04
アメリカ	ALLEGIANTRAVEL CO	運輸	51,920	3,245	168,490,784	2,831	147,001,304	4.92
アメリカ	ILLUMINA INC	医薬品・バイオテクノロジー	19,690	4,459	87,802,121	6,786	133,620,120	4.47
アメリカ	ATHEROS COMMUNICATIONS	半導体・半導体製造装置	43,210	3,248	140,363,018	2,963	128,041,600	4.29
アメリカ	FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	ソフトウェア・サービス	21,850	6,836	149,370,970	5,847	127,749,958	4.28
アメリカ	CORE LABORATOIES N.V.	エネルギー	10,760	11,237	120,909,087	11,765	126,587,612	4.24
アメリカ	J2 GLOBAL COMMUNICATIONS INC	ソフトウェア・サービス	55,370	3,731	206,610,276	2,151	119,123,461	3.99
アメリカ	CTRIIP.COM INTERNATIONAL-ADR	ホテル・レストラン・レジャー	19,400	4,312	83,660,405	4,556	88,387,331	2.96
アメリカ	ZUMIEZ INC	小売	43,080	3,617	155,800,371	1,894	81,590,074	2.73
アメリカ	EURONET WORLDWIDE INC	電気通信サービス	28,420	3,189	90,625,923	2,814	79,981,838	2.68
アメリカ	CBYOND INC	電気通信サービス	22,060	4,157	91,704,479	3,480	76,776,389	2.57
アメリカ	OPTIONSXPRESS HOLDINGS INC	各種金融	23,570	2,770	65,279,283	2,854	67,260,483	2.25
アメリカ	VALUECLICK INC	ソフトウェア・サービス	28,280	2,308	65,265,036	2,245	63,489,731	2.13
アメリカ	NUVASIVE INC	ヘルスケア機器・サービス	13,440	4,416	59,345,664	4,155	55,842,125	1.87
アメリカ	EQUINIX INC	ソフトウェア・サービス	7,180	9,764	70,107,875	7,757	55,692,101	1.86
アメリカ	02MICRO INTERNATIONAL-ADR	ソフトウェア・サービス	48,300	1,214	58,637,359	903	43,631,129	1.46

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

投資資産の種類	投資比率(%)
株式	90.94
エネルギー	11.03
ソフトウェア・サービス	32.85
テクノロジー製品・機器	0.00
ヘルスケア機器・サービス	7.32
ホテル・レストラン・レジャー	2.96
医薬品・バイオテクノロジー	4.47
運輸	4.92
各種金融	15.12
小売	2.73
電気通信サービス	5.25
半導体・半導体製造装置	4.29

(注) 上記業種は MSCI に基づく業種分類です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は平成 20 年 1 月 31 日現在です。

<アメリカン・ドリーム・ファンド>

【純資産額計算書】

I 資産総額	2,996,677,641 円
II 負債総額	7,338,070 円
III 純資産総額(I - II)	2,989,339,571 円
IV 発行済数量	3,901,677,563 口
V 1 単位当たり純資産額(III / IV)	0.7662 円

(参考) 米国小型成長株マザーファンド 純資産額計算書

I 資産総額	2,986,271,883 円
II 負債総額	0 円
III 純資産総額(I - II)	2,986,271,883 円
IV 発行済数量	3,845,642,898 口
V 1 単位当たり純資産額(III / IV)	0.7765 円

第 5 【設定及び解約の実績】

期間	設定数量(口数)	解約数量(口数)
第1中間計算期間 (平成19年6月30日～平成19年12月28日)	3,865,141,622	0

(注) 第 1 期計算期間の設定数量 (口数) は、当初設定数量 (口数) を含みます。

